

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭部門における脱炭素化を推進するため、県内の住宅用太陽光発電設備等の設置に係る初期費用が不要なサービス（以下「0円ソーラー」という。）の提供に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅をいう。

(2) 電力販売

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅所有者等に販売するものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、補助対象設備等の貸主が、当該設備等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備等を使用する権利を与え、借主は、当該設備等の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(4) 自己所有モデル

0円ソーラーを提供する事業者が、太陽光発電システム等から得られる電気に係る売電権の全部又は一部について住宅所有者から譲渡を受けることと引き換えに、県内の住宅に、当該設備を当該事業者の負担で設置し、当該サービス期間中の当該設備の所有権を当該住宅所有者に帰属させるものをいう。ただし、当該設備から得られる電気のうち、当該住宅において使用する自家消費分の電気については、住宅所有者が利用できる方法が留保されているものとする。

(5) 割賦販売

購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。

(6) 0円ソーラー

住宅所有者が負担する初期費用が不要である電力販売、リース、自己所有モデルにより太陽光発電設備を設置するサービスで、自己所有モデルを除き契約終了後に太陽光発電設備が住宅所有者に原則として無償譲渡されるものをいう。なお、割賦販売及び屋根借りに係るものを除く。

(7) 蓄電システム等

太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに太陽光発電設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、かながわソーラーバンクシステムに登録された住宅用0円ソーラーにより、太陽光発電設備、また、必要に応じて、蓄電システム等（以下「補助対象設備」という。）を県内に設置し、設置する補助対象設備ごとに次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 太陽光発電設備

ア かながわソーラーバンクシステムに登録した日から補助事業を実施する年度の3月末日までに住宅所有者（補助対象設備を設置する部分が住宅に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の全員の共有に属する場合にあっては、当該住宅に係る同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人）と0円ソーラーを提供する事業者との間で0円ソーラーに係る契約が締結され、設置工事が行われるもの

イ 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW未満であり、その1kW当たりの単価が調達価格等算定委員会における当該年度の調達価格等に関する意見に示された新築既築を含む住宅用太陽光発電全体のシステム費用の平均値未満であるもの

ウ 補助事業で設置する太陽光発電設備が、知事が別に定める要件を満たしていること。

(2) 蓄電システム等

ア 0円ソーラーで設置する太陽光発電設備と併せて設置するものであること。

イ 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース等によって蓄電システム等が設置されること。

ウ 補助事業を実施する施設において、新たに0円ソーラーで設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、補助事業で設置する蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該施設で消費することが可能であること。

エ 補助事業で設置する蓄電システムの設備が、知事が別に定める要件を満たしていること。

オ 補助事業で設置する蓄電システム等の機能が、知事が別に定める要件を満たしていること。

2 前項の補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）

イ 青色申告を行っている個人事業者

- (2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (7) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (10) 補助対象設備において、県の同一会計年度内に次の補助金のいずれの交付申請もしていないこと。
 - ア 神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金第3条第1項第1号の補助金
 - イ 神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金第3条第1項第3号の補助金
- (11) 該当会計年度内に、同一の設置場所において、本要綱に基づく補助金の交付申請をしていないこと。ただし、受電地点特定番号が異なる場合においては、この限りでない。

（補助額の算出方法等）

- 第4条 補助対象経費及び補助額は、別表1及び2に定める方法で算出するものとする。
ただし、本事業により設置した設備について、国及び他の地方公共団体による補助金の交付がある場合にあつては、当該補助金の額と別表2で算出した補助額との合計額が補助対象経費を超えない範囲において交付するものとする。
- 2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。
 - 3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

- 第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条に規定する関係会社からの調達（工事を含む。）がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。
- (1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。
 - ア 補助事業者自身
 - イ 100%同一の資本に属するグループ企業
 - ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付申請の書類等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表3に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付又は不交付の決定の通知）

第7条 交付又は不交付の決定は補助金の交付を決定したときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）又は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（変更の申請等）

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県太陽光発

電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更承認通知書（第5号様式）又は神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を精査した上で、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）又は神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定により交付申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

- 2 前項の規定は、第9条の変更の承認の通知について準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

（補助事業の実施）

第11条 補助事業者は、規則第4条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、補助対象設備の設置工事の着工日とする。ただし、0円ソーラーを活用し、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合には、補助事業の着手は、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日とする。

- 2 補助事業は交付決定をした年度内の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業の完了の日は、補助対象設備の設置工事が完了した日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。ただし、0円ソーラーを活用し、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合には、補助事業完了の日は、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。

（状況報告及び調査）

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、補助事業を実施する年度の3月末日までに神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金事業実施状況報告書（第10号様式）により行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第13条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金実績報告書（第 11 号様式）に別表 4 に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から 2 か月以内又は交付決定した年度の翌年度の 4 月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者に関する質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第 14 条 規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第 7 条又は第 9 条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付額確定通知書（第 12 号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第 7 条又は第 9 条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下、「処分」という。）してはならない。

2 規則第 17 条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第 2 号及び第 3 号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
太陽光発電設備	10 年
蓄電システム等	6 年

3 処分制限期間内において、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等承認申請書（第 13 号様式）を知事に申請し、承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等承認通知書（第 14 号様式）又は神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等不承認通知書（第 15 号様式）により、通知するものとする。

5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

7 知事は、第 3 項の規定により処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（自己所有モデルの契約解除の制限）

第 18 条 補助事業者は、自己所有モデルによる 0 円ソーラーの契約を解除しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、当該契約後 10 年の期間を経過した場合はこの限りではない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金契約解除承認申請書（第 16 号様式）を、知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請を受け、第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

（書類の整備等）

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間が経過するまで保存しなければならない。

らない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第20条 補助事業者及び住居所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

（暴力団の排除）

第21条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者及び住宅所有者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 法第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 法人その他の団体にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。補助事業者は、知事が神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

（調査等への協力）

第22条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に必要に応じて行う調査等に協力するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年度以前に交付決定した神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金については、なお効力を有する。

別表1 補助対象経費（第4条関係）

区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費
設置工事費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費、諸経費）

別表2 補助額の算出方法（第4条関係）

設備・区分	内容
太陽光発電設備	発電出力に1kW当たり7万円を乗じた額。 ただし、補助対象経費を上限とする。
蓄電システム等	導入する蓄電システム台数に1台当たり15万円を乗じた額。 ただし、補助対象経費を上限とする。

別表3 交付申請時に必要な書類（第6条関係）

番号	様式	書類の種類
一	交付申請書	第1号様式

二	第1号様式別紙1	補助対象事業計画書
三	第1号様式別紙2	リース料金等減額計算書
四	補助対象設備に係る仕様書	設置する補助対象設備の仕様が確認できる書類
五	0円ソーラーに係る契約書の写し又はこれに代わるもの	住宅所有者との契約に関連するものであること。
六	補助事業に係る経費の内訳書類	契約書の写し又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の額が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳を証する書類を提出すること。 契約書の写し又は補助事業に係る経費の内訳書類において、補助対象設備の型式等が確認できるようにすること。
七	国等の補助の交付決定通知書の写し	国又は神奈川県以外の地方公共団体の補助を受ける場合のみ提出すること。交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出すること。
八	受電地点特定番号がわかる資料	二世帯住宅等で、二世帯目以降の申請をする場合のみ提出すること。交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出すること。
九	その他	その他知事が必要と認める書類

別表4 実績報告時に必要な書類（第13条関係）

番号	様式	書類の種類
一	実績報告書	第11号様式
二	第11号様式別紙1	補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ、別表3における交付申請時に必要な書類のうち、変更したものをすべて添付して提出すること。ただし、交付決定額を増額することはできないものとする。
三	補助金振込先の通帳等の写し	口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されていること。 補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。
四	補助事業に係る支出を証する書類の写し	補助事業に係る支出の内訳が確認できること。
五	補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの	設置状況及び型番が確認できること。
六	国等の補助の交付決定通知書の写し	国又は神奈川県以外の地方公共団体の補助を受け、交付申請時に提出していない場合のみ提出すること。
七	利益等の排除に関する書類	自社調達又はグループ企業、関係会社から調達した場合のみ提出すること。
八	受電地点特定番号がわかる資料	二世帯住宅等で、二世帯目以降の申請をする場合のみ提出すること。交付申請時に提出していない場合のみ提出すること。

九	その他	その他知事が必要と認める書類
---	-----	----------------